

地域融和

工場周辺への環境影響について

1. 工場は第四種区域(工業地域)に属しており、工場周辺には住宅はない。
2. 排水は、生活排水(公共下水道に排水)のみで、水質汚濁防止法は該当しない。
3. 工場からは、大気汚染防止法に該当するものの発生はない。
4. 騒音規制法に該当する施設(破碎機、プレス減容機、切断機(動力のこぎり)等)があり、騒音規制(第4種区域; 昼間(AM8:00～PM6:00)70dB以下)を受けているが、操業時間は同時間を越えることはなく、規制値も超えることはない。
5. 振動規制法に該当する施設(プレス減容機)があり、振動規制(第2種区域; 昼間(AM8:00～PM7:00)65dB以下)を受けているが、騒音同様、操業時間は同時間を越えることはなく、規制値も超えることはない。
6. 収集運搬部門の使用車両は全て、自動車NOx・PM法の適用を受けるが、特定地域内(姫路市)適合車への更新を平成20年6月全て完了した。(特定地域内適合車・現保有台数: 8台)
7. 繰続的に残る問題は、産業廃棄物の処理過程における廃プラスチック及び破碎粉じんの飛散であるが、従業員一同その防止に努めており、問題は発生していない。

地域との協調

1. 産業廃棄物処理施設を有する工場の設置に関し、地元自治会、地主及び工場周辺等の関係する利害関係者より承諾を得ている。
2. 施設の更新、事業の変更等の際には、ISO14001に則った環境影響評価を実施し、その評価結果に従って関係する利害関係者への情報の公開を行っている。
3. 地元の自治会及び住民の工場見学は受け入れている。
4. 工場周辺からの苦情を聞いていない。
5. 地元自治会の行事には、積極的に協力している。
6. 1回／年 工場周辺の美化活動(清掃、草引き等)を従業員全員で実施している。
7. 兵庫県産業廃棄物協会より平成25年度優良事業所表彰を受賞(平成25年6月)

美化活動実施例

活動結果(工場周辺)

美化活動実施中

